

関市内テナント事業者向け

「緊急つなぎ資金」貸付制度

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少に直面するテナント事業者のみなさんにとって、テナント料は経営上の大きな負担となっています。しかしながら、現在活用できる各種融資制度や、今後実施される国・県等の給付金は、入金までに一定の時間を要するものと考えられます。そこで、関市では、賃料を対象とした「緊急つなぎ資金」の貸付制度を創設します。

対象者

市内で店舗を賃借し、事業を運営する個人事業主・小規模事業者^(※1)であり、直近の売上が前年同月比で20%以上減少している方。市税の滞納がないこと。

融資額

店舗等の賃料 2ヶ月分まで
(上限額:20万円)

返済

6ヶ月間の据え置き後、一括返済
(返済期限:年度内)繰上返済も可

利子等

無利子・無担保

(※1)小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の事業者を指します。

受付期間・方法

受付期間	令和2年4月24日～7月31日
受付方法	① 郵送またはメールにて、商工課へ ② 上記が困難な場合に限り商工課窓口へ持参
提出書類	① 貸付金申込書兼借用書 ^(※2) ② 返済に係る誓約書 ^(※3) ③ 賃貸借契約書の写し等、賃料の証明ができるもの ④ 確定申告書の写し等、市内での事業実態を証明できるもの ⑤ 直近の売上高と前年同月の売上高が分かる書類 ⑥ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し等本人が確認できるもの ⑦ 振込口座が確認できるもの 等 (※2・3)は、下記のHPからダウンロードできます。

<お問合せ先>

〒501 - 3894 関市若草通3丁目1番地

関市 産業経済部 商工課

shoko@city.seki.lg.jp

TEL:0575-23-6752

関市ホームページはこちら ↓

<https://www.city.seki.lg.jp>